

平成28年10月13日

# お知らせ

課名	県選管事務局
担当	濱田、吉富
内線	2467、2466
直通	086-226-7273

## 岡山県議会議員補欠選挙の選挙時登録に伴う 選挙人名簿登録者数等を取りまとめました

本日、岡山市北区及び吉備中央町選挙管理委員会において、公職選挙法第22条第2項の規定に基づき、平成28年10月23日執行予定の岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）に伴う選挙人名簿の選挙時登録が行われました。

この結果、平成28年10月13日現在における岡山市北区・加賀郡選挙区内の選挙人名簿登録者数及び岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）の選挙運動費用制限額は、それぞれ次のとおりとなりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 岡山市北区・加賀郡選挙区内の選挙人名簿登録者数

区分	平成28年10月13日現在			前回(平成27年4月2日現在)			増減数	増減率(%)
	男	女	計A	男	女	計B	C (A-B)	D (C/B)
岡山市北区	115,118	127,039	242,157	111,250	123,112	234,362	7,795	3.33
吉備中央町	4,927	5,420	10,347	4,901	5,450	10,351	△4	△ 0.04

(注) 前回（平成27年4月2日現在）欄の数値は、平成27年4月12日執行の岡山県議会議員選挙における選挙時登録の数値である。

#### 2 岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）の選挙運動費用制限額 (法定選挙費用)

選挙運動費用制限額 6,519,800円

(参考)

## 1 岡山市北区・加賀郡選挙区内の選挙人名簿登録者数

### ※選挙人名簿の選挙時登録

選挙を行う場合は、市区町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の登録をすることとされています。今回の選挙時登録は、10月13日を基準日として、同日に岡山市北区及び吉備中央町選挙管理委員会が行いました。

### ※選挙人名簿登録要件

登録は、日本国民で、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しない者を除き、以下の要件を満たす者について行われました。

年齢要件	平成10年10月24日以前（24日を含む。）の出生者
住所要件	次のア、イのうちいずれかを満たす者 ア 平成28年7月13日まで（13日を含む。）に転入届をした者又は住民票が作成された者で、平成28年10月13日現在で引き続き住民基本台帳に記録されている者 イ 岡山市又は吉備中央町の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、平成28年6月13日から平成28年10月12日までの間に住所を有しなくなった者（岡山市にあっては、岡山市の区域から住所を移す直前に、北区の住民基本台帳に記録されていた者に限る）

## 2 岡山県議会議員補欠選挙の選挙運動費用制限額の算定

選挙人名簿の登録者数に基づき、次式により算定され、10月14日（選挙期日の告示日）に告示する予定です。

### 選挙運動費用制限額

$$= \frac{\text{選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙区内の議員の定数}} \times 83\text{円} + 390\text{万円}$$

(人数割額) (固定額)

(注) 100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする。